

あさひ園デイサービスセンター (介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業)

【利用料金】

保険者が定める基準により算定した第1号事業支給費の額として設定します。

□第1号事業支給額（1か月あたり）

		事業対象者・要支援1	要支援2	
介護保険適用部分	基本料金	第1号通所事業費	1,672円	3,428円
	加算料金	運動器機能向上加算	225円	
		栄養改善加算	200円（月2回まで・原則として3ヶ月）	
		口腔機能向上加算（Ⅰ）	150円（月2回まで・原則として3ヶ月）	
		選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	480円	
		選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	700円	
		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	88円	176円
		介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月あたりの基本料金の自己負担額に加算料金の自己負担額を足して、その額に5.9%を乗じた金額（介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を除く）	
		介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月あたりの基本料金の自己負担額に加算料金の自己負担額を足して、その額に1.2%を乗じた金額（介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を除く）	
介護保険適用外	食費	570円		

※ 上記は旭川市の被保険者及び旭川市に居住する住所地特例適用者に適用されるものです。

※ 当事業所の実施地域は、旭川市内としておりますが、通常の実施地域を越えて中山間地域等(旭川市以外の道内全域)に居住される方のサービスを提供した場合には所定単位数の5%が加算されます。

※ 介護保険適用部分については、各市区町村から交付される介護保険負担割合証の利用者負担割合の欄に記載されている割合に応じた額のご負担となります。

※ 「介護予防サービス計画等」に基づいて、医療系サービス（訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション・短期入所療養介護）と併せて利用する場合の居宅サービス費に係る自己負担額は医療費控除の対象となります。

当事業所で発行している領収書は高額療養費、確定申告等の証明に必要となります。

再発行はできませんので大切に保管して下さい。

※ 令和3年4月～9月末までの間、基本報酬に0.1%を掛けた額が上乗せされます。

□その他の費用

(1) 時間延長サービスの提供

ご利用者やご家族の希望により、第1号事業支給費設定上通常の利用時間とされる時間を越えてサービスを提供する場合に要する費用 延長時間1時間につき1,000円

(2) レクリエーション

材料代等が必要な場合はその実費をいただきます。

(3) 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。 実費料金：1枚につき10円

(4) 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

(おむつ利用の方は、おむつをご持参下さい)